

2019年3月で25周年を迎えました。

これもひとえに組合員様や関係各位のご支援の賜物と深く感謝しております。

2月25日発行のかがわ経済レポート・トップインタビューで代表理事 豊永肇が紹介されました。その中で、異業種組合発足からの経緯や、外国人技能実習生受入れに関する事、また今後の取り組み等を語っておりますので、機会があれば是非ご覧ください。

事務局からのお知らせ

年次有給休暇の取得義務化について

働き方改革関連法が順次施行されることに伴い、4月から年10日以上の子年次有給休暇が付与される従業員について、会社は年5日の年休を確実に取得させることが義務となります。

罰則が定められた制度であり、法律の施行が4月に迫っています。

年次有給休暇管理簿の作成が必要になります

4月よりすべての会社に年次有給休暇管理簿の作成が義務付けられ、労働者ごとに年休を取得した日、基準日、取得日数を記載する必要があります。

対応に向けてお困りのときは、当組合までお気軽にご相談ください。

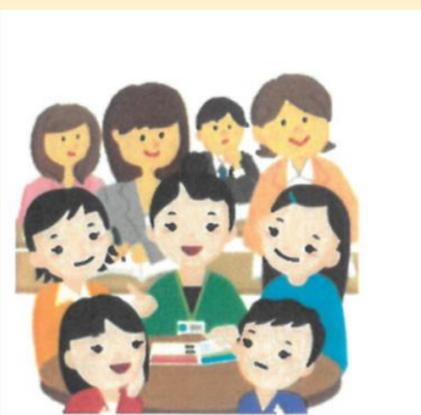
事業推進部からのお知らせ

<組織変更のお知らせ>

組合の事業運営には大きく分けて3部門があります。

まず、組合設立時からの高速道路割引カードの発行事業と外国人技能実習生の受入れ事業並びに組合員企業のジョイントビジネス事業になります。

事業部



外国人技能実習生
受け入れ制度

FOREIGNER TRAINEE ACCEPTANCE

事業推進部



高速道路通行料金の割引

SUPPORT OF THE ETC DISCOUNT



ジョイントビジネス
サポート

SUPPORT OF COLLABORATION

2月1日より新たに事業推進部を立ち上げました。

これは、技能実習生と新制度等の対応が増して来る事を踏まえ事業部が専念し従来の高速道路とジョイントビジネスを事業推進部が担当となります。

尚、技能実習生を新たに採用する組合員様には事業推進部がご説明に伺います。

新体制にて更なる組合員の為のフリーネットワークを目指しますので宜しくお願いします。

<メンバー：佐久間・東原>

事業部からのお知らせ

【理事の活動】

*外国人労働者の受入れに関して、現地に視察に行ったり、とても熱心に勉強をされています。

岡野しゅりこ理事の香川県議会報告より



私の提案

- ①外国人労働者の受け入れ企業を対象にした研修会の充実
- ②暮らしのあらゆる場所に通訳を派遣できる仕組み作り
- ③外国人労働者を受け入れ、成功している企業の表彰制度創設

【実施状況報告書】の提出について

実習実施者は、毎年1回、実施状況報告書を作成の上、管轄する機構の地方事務所・支所の認定課に提出しなければなりません。

（外国人技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第21条第1項の規定による）

毎年4月1日から5月31日までに、直近の技能実習年度（4月1日に始まり翌年3月31日に終わる技能実習に関する事業年度、今回に限っては最初の認定申請の技能実習を開始した日から本年3月31日まで）に係る報告書を提出することとされています。

報告事項とされている行方不明率が20%以上かつ3人以上の実習実施者については、行方不明の多発を防止するための実効性のある対策を講じることについて、理由書（様式自由）を提出することが必要となります。**機構への提出期限がありますので、4月中に作成をお願いします。**

～ 新しい職員のご紹介 ～



組合員の皆様、はじめまして。
3月より当組合の一員となりました、
山上と申します。新しい情報をどんどん吸収し、
皆様のお役に立てるよう、努力して参りますので、
よろしく申し上げます。